

投資委員会事務局布告
件名 洪水被害を受けた被奨励者を支援する措置

現在大規模な洪水被害に奪われた数多くの工場や操業場所がある。これらの洪水被害を受けたまたは洪水被害を受ける可能性のある被奨励者を支援する為に、投資委員会事務局は操業場所から機械及び原材料を移動する或いはその他の支援措置を受ける希望を持つ被奨励者が居る場合、以下の通りに業種による担当部署に連絡、その旨を投資委員会事務局に報告するよう布告する。

投資促進部 1 (農業及び農産品からの製造業、軽工業) 電話 : 02 553 8298
投資促進部 2 (金属部品、機械、運輸機器産業) 電話 : 02 553 8366
投資促進部 3 (電子・電気機器産業) 電話 : 02 553 8167
投資促進部 4 (化学工業、紙、プラスチック、サービス、公共事業)
電話 : 02 553 8294

被奨励者は祝日、休日に問わず上の投資委員会事務局の電話番号に連絡するよう、又は緊急の際に被奨励者は直ちに機械及び原材料を操業場所から移動、投資委員会事務局に報告することを認める。

発効日 仏暦 2554 (2011) 10月7日

(アッチャカー シーブングルアング)
投資委員長官